

# 北海道教育委員会 公報

令和4年(2022年)  
3月7日(月曜日)

(号外)

## 目次

### 告示

- 令和4年度(2022年度)北海道教育委員会職員(学芸員)採用選考の実施について……………1
- 令和4年度(2022年度)北海道教育委員会職員(文化財保護主事)採用選考の実施について……………3

### 通達・通知

- 「中等教育学校生徒指導要録の改訂について」の一部改正について……………4
- 「中等教育学校生徒指導要録の改訂について」の一部改正について……………18

## 告 示

### 北海道教育委員会告示第11号

令和4年度(2022年度)北海道教育委員会職員(学芸員)採用選考を次の要項により行う。  
令和4年3月7日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

### 令和4年度(2022年度)北海道教育委員会職員(学芸員)採用選考募集要項

#### 1 目的

この選考は、北海道立美術館等に勤務し、美術に関する作品その他の資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項に従事する学芸員を採用するために行うものです。

#### 2 採用職種等

採用職種	採用予定数	勤務場所	採用予定日
学芸員	5名	北海道立美術館等	令和5年(2023年)4月1日

※ 採用予定数は、欠員の状況等により変更することがあります。

#### 3 受験資格

##### (1) 次の全ての要件を満たす者

- ア 昭和38年(1963年)4月2日以降に生まれた者で、令和5年(2023年)4月1日から勤務が可能な者
  - イ 博物館法第5条第1項に規定する学芸員となる資格を有する者又は令和5年(2023年)3月31日までに学芸員となる資格を取得する見込みの者
- ##### (2) 地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する者は受験できません。
- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - イ 北海道職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
  - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

#### 4 試験の日程等

##### (1) 第1次試験

- ア 試験日 6月19日(日)
  - イ 試験地 札幌市、函館市、東京都
- ※ 日程及び会場等の詳細は、受験票でお知らせします。
- ウ 試験内容

区分	内容
職務基礎力試験	基礎的な職務能力についての択一式筆記試験
専門試験	学芸員としての専門的知識等に関する記述式筆記試験

※ 上記のほか、第2次試験(口述試験)の参考とするため、適性検査を実施します。

なお、適性検査を受けなかった場合、第2次試験(口述試験)は受験できません。

ん。

(2) 第2次試験

第1次試験合格者に対し、第2次試験を実施します。

ア 試験日・試験地

※ 日程及び会場等の詳細は、第1次試験合格者に対し、別途お知らせします。

イ 試験内容

区 分	内 容
口 述 試 験	人物試験(個別面接)

5 合格発表

合格者の受験番号を発表します。合格については、次の掲示場所で確認してください。また、合格者には合格通知書を送付します。

(1) 合格発表日

- ・第1次試験合格発表 7月6日(水)
- ・最終合格発表 8月中旬

(2) 掲示場所

札幌市中央区北3条西7丁目  
北海道庁別館7階掲示板

なお、北海道教育委員会のホームページ上でも合格者の受験番号を発表します。

(<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp>)

6 申込方法

(1) 申込書類

ア 令和4年度(2022年度)北海道教育委員会職員(学芸員)採用選考申込書(所定の様式)

イ 卒業(見込)証明書及び単位修得(見込)証明書など博物館法第5条第1項に規定する学芸員となる資格を有する、又は資格取得見込みであることを証明する書類  
ウ 63円の通常はがき(第1次試験の受験票として返送しますので、宛先欄に受験者の住所及び氏名を明記すること。なお、裏面は何も記入しないでください。)

※ アについては、北海道教育庁総務政策局総務課、各北海道立美術館及び各教育局で配布します。また、北海道教育委員会のホームページからダウンロードできます。

なお、郵便で申込書を請求する場合は、封筒の表に「学芸員申込書請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角形2号:A4判が入る大きさ)を同封し、11の申込先に請求してください。

(2) 申込方法及び受付期間

申込方法	受 付 期 間	備 考
持参の場合	3月7日(月)から 5月13日(金)まで	9時から17時まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
郵送の場合	5月13日(金)の消 印のものまで有効	「簡易書留」扱いとする。

(注) 1 申込書類が不備のものは受け付けません。また、この試験において提出された書類は返却できません。

2 申込書類に虚偽の記載があった場合は、受験又は採用の対象から除かれることがあります。

3 身体に障がいがあり、試験会場において特に配慮を必要とする方は、申込時に11の申込先に連絡してください。

7 受験票の送付

受験票は、6月11日(土)までに到着するよう発送します。

なお、6月11日(土)までに到着しない場合は、11の問合せ先に照会してください。

8 第1次試験当日の携行品

試験当日は、受験票(顔写真を貼ること。)、鉛筆数本、プラスチック製消しゴム及び昼食並びに試験会場が高等学校の場合は上履き及び外靴収納袋を持参してください。

9 給与

給与は、北海道職員の給与に関する条例等に基づき支給されます。

10 採用の方法

採用時期は原則として令和5年(2023年)4月1日ですが、既に学校等を卒業している方は、令和4年度(2022年度)中に採用される場合があります。

11 申込先及び問合せ先

〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目  
 北海道教育庁総務政策局総務課人事係  
 電話：011-231-4111 内線：35-118

**北海道教育委員会告示第12号**

令和4年度(2022年度)北海道教育委員会職員(文化財保護主事)採用選考を次の要項により行う。

令和4年3月7日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

令和4年度(2022年度)北海道教育委員会職員  
 (文化財保護主事)採用選考募集要項

1 目的

この選考は、北海道教育庁に勤務し、埋蔵文化財の発掘・調査研究等、文化財の保存及び活用に関する専門的事項に従事する文化財保護主事を採用するために行うものです。

2 採用職種等

採用職種	採用予定数	勤務場所	採用予定日
文化財保護主事	2名	北海道教育庁	令和5年(2023年)4月1日

※ 採用予定数は、欠員の状況等により変更することがあります。

3 受験資格

(1) 次の全ての要件を満たす者

ア 昭和38年(1963年)4月2日以降に生まれた者で、令和5年(2023年)4月1日から勤務が可能な者

イ 大学を卒業した者(令和5年(2023年)3月31日までに卒業する見込みの者を含む。)

ウ 大学又は大学院において考古学、歴史学又は文化財学その他これに準ずる科目を専攻している者

(2) 地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する者は受験できません。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 北海道職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日程及び会場等

(1) 第1次試験

ア 試験日 6月19日(日)

イ 試験地 札幌市、函館市、東京都

※ 日程及び会場等の詳細は、受験票でお知らせします。

ウ 試験内容

区 分	内 容
職務基礎力試験	基礎的な職務能力についての択一式筆記試験
専 門 試 験	文化財保護主事としての専門的知識等に関する記述式筆記試験

※ 上記のほか、第2次試験(口述試験)の参考とするため、適性検査を実施します。

なお、適性検査を受けなかった場合、第2次試験は受験できません。

(2) 第2次試験

第1次試験合格者に対し、第2次試験を実施します。

ア 試験日・試験地

※ 日程及び会場等の詳細は、第1次試験合格者に対し、別途お知らせします。

イ 試験内容

区 分	内 容
実 技 試 験	実際の埋蔵文化財を観察し出土品の特徴・年代・文化的な帰属を判断する能力に関する試験
口 述 試 験	人物試験(個別面接)

## 5 合格発表

合格者の発表は受験番号のみにより行います。合否については、次の掲示場所で確認してください。

また、合格者には合格通知書を送付します。

## (1) 合格発表日

・第1次試験合格発表 7月6日(水)

## (2) 掲示場所

札幌市中央区北3条西7丁目

北海道庁別館7階掲示板

なお、北海道教育委員会のホームページ上でも合格者の受験番号を発表します。

(<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp>)

## 6 申込方法

## (1) 申込書類

ア 令和4年度(2022年度)北海道教育委員会職員(文化財保護主事)採用選考申込書(所定の様式)

イ 調査研究業績調書(所定の様式)

ウ 大学以上の全ての成績証明書及び卒業(修了)証明書(卒業(修了)見込みの者は、卒業(修了)見込証明書)

エ 63円の通常はがき(第1次試験の受験票として返送しますので、宛先欄に受験者の住所及び氏名を明記すること。なお、裏面は何も記入しないでください。)

※ ア及びイについては、北海道教育庁総務政策局総務課及び各教育局で配布します。

また、北海道教育委員会のホームページからダウンロードできます。

なお、郵便で申込書を請求する場合は、封筒の表に「文化財保護主事申込書請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角形2号:A4判が入る大きさ)を同封し、11の申込先に請求してください。

## (2) 申込方法及び受付期間

申込方法	受付期間	備考
持参の場合	3月7日(月)から 5月13日(金)まで	9時から17時まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
郵送の場合	5月13日(金)の消 印のものまで有効	「簡易書留」扱いとする。

(注) 1 申込書類が不備のものは受け付けません。また、この試験において提出された書類は返却できません。

2 申込書類に虚偽の記載があった場合は、受験又は採用の対象から除かれることがあります。

3 身体に障がいがあり、試験会場において特に配慮を必要とする方は、申込時に11の申込先に連絡してください。

## 7 受験票の送付

受験票は、6月11日(土)までに到着するよう発送します。

なお、6月11日(土)までに到着しない場合は、11の問合せ先に照会してください。

## 8 第1次試験当日の携行品

試験当日は、受験票(顔写真を貼ること。)、鉛筆数本、プラスチック製消しゴム、昼食、試験会場が高等学校の場合は上履き及び外靴収納袋を持参してください。

## 9 給与

給与は、北海道職員の給与に関する条例等に基づき支給されます。

## 10 採用の方法

採用時期は原則として令和5年(2023年)4月1日ですが、既に学校等を卒業している方は、令和4年度(2022年度)中に採用される場合があります。

## 11 申込先及び問合せ先

〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道教育庁総務政策局総務課人事係

電話 011-231-4111 内線 35-118

## 通 達 ・ 通 知

教 高 第 3 1 0 3 号

令和4年(2022年)3月7日

北海道登別明日中等教育学校長 様

北海道教育委員会教育長

## 「中等教育学校生徒指導要録の改訂について」の一部改正について(通達)

「中等教育学校生徒指導要録の改訂について」(平成24年7月9日付け教高第547号北海道教育委員会教育長通達)を次のとおり改正しましたので、生徒指導要録の作成について適切に行うようにしてください。

なお、適用年月日は令和3年(2021年)4月1日とします。

また、「別紙1 中等教育学校生徒指導要録」のうち、総合的な探究の時間に係る記載箇所については、標題を「総合的な学習の時間」から「総合的な探究の時間」に修正願います。

記

別紙2「○ 前期課程における指導に関する記録」の「6 出欠の記録」の次に、次のとおり「7 非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録」を加える。

7 非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録(以下の事項を記入する。)

(1) 生徒が登校できない事由

感染症や災害の発生等の生徒がやむを得ず学校に登校できなかった事由を記入する。

(2) オンラインを活用した特例の授業

非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない生徒について、以下の方法によるオンラインを活用した学習の指導(オンラインを活用した特例の授業)を実施したと校長が認める場合には、①から③までの事項を記入する。

## 【オンラインを活用した特例の授業】

- ・ 同時双方向型のオンラインを活用した学習指導
- ・ 課題の配信・提出、教師による質疑応答及び生徒同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導(オンデマンド動画を併用して行う学習指導等を含む)

① 実施日数

オンラインを活用した特例の授業の実施日数を記入する。

② 参加日数

オンラインを活用した特例の授業への参加日数を記入する。学校の臨時休業中のオンラインを活用した特例の授業を実施した日において、家庭の事情等により学校に登校して当該授業に参加した生徒についても、オンラインを活用した特例の授業への参加日数として記入する。

③ 実施方法等

オンラインを活用した特例の授業の実施方法等を簡潔に記入する。

(3) その他の学習等

必要に応じて、オンラインを活用した特例の授業以外に、非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できなかった生徒が行った学習その他の特記事項等について記入する。

別紙2「○ 後期課程における指導に関する記録」の「5 出欠の記録」の次に、次のとおり「6 非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録」を加える。

6 非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録(以下の事項を記入する。)

(1) 生徒が登校できない事由

感染症や災害の発生等の生徒がやむを得ず学校に登校できなかった事由を記入する。

## (2) オンラインを活用した特例の授業

非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない生徒について、以下の方法によるオンラインを活用した学習の指導(オンラインを活用した特例の授業)を実施したと校長が認める場合には、①から③までの事項を記入する。

## 【オンラインを活用した特例の授業】

- ・ 同時双方向型のオンラインを活用した学習指導
- ・ 課題の配信・提出、教師による質疑応答及び生徒同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導(オンデマンド動画を併用して行う学習指導等を含む)

## ① 実施日数

オンラインを活用した特例の授業の実施日数を記入する。

## ② 参加日数

オンラインを活用した特例の授業への参加日数を記入する。学校の臨時休業中のオンラインを活用した特例の授業を実施した日において、家庭の事情等により学校に登校して当該授業に参加した生徒についても、オンラインを活用した特例の授業への参加日数として記入する。

## ③ 実施方法等

オンラインを活用した特例の授業の実施方法等を簡潔に記入する。

## (3) その他の学習等

必要に応じて、オンラインを活用した特例の授業以外に、非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できなかった生徒が行った学習その他の特記事項等について記入する。

また、別記中「別紙4 後期課程の各教科の評価の観点及びその趣旨」の次に「別紙5 非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録(中等教育学校(前期課程))」及び「別紙6 非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録(中等教育学校(後期課程))」を加える。

(学校教育局高校教育課高校教育指導係)

## 別記

中等教育学校生徒指導要録

別紙1 中等教育学校生徒指導要録

- (1) 様式1(学籍に関する記録)
- (2) 様式2(前期課程における指導に関する記録)
- (3) 様式3(後期課程における指導に関する記録)

別紙2 中等教育学校生徒指導要録に記載する事項等

別紙3-1 前期課程の各教科・各学年の評価の観点及びその趣旨

別紙3-2 特別活動の記録

別紙3-3 行動の記録

別紙4 後期課程の各教科の評価の観点及びその趣旨

別紙5 非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録(中等教育学校(前期課程))

別紙6 非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録(中等教育学校(後期課程))

## 別紙2

中等教育学校生徒指導要録に記載する事項等

## ○ 学籍に関する記録

学籍に関する記録については、学年当初及び異動の生じたときに記入すること。

学年による教育課程の区分を設けない課程(以下「単位制による課程」という。)の場合においては、生徒にかかる記録は、「年度」を単位として行うこと(指導に関する記録についても同様に扱う。)

- 1 生徒の氏名、性別、生年月日及び現住所  
保護者(又は親権者あるいは後見人)が学校に提出した書類等に基づき記入すること。
- 2 保護者の氏名及び現住所
  - (1) 「氏名」の欄には、生徒に対して親権を行う者を、親権を行う者のいないときは、後見人を記入すること。
  - (2) 「現住所」については、生徒の現住所と同一の場合には、「生徒の欄に同じ」と略記すること。
- 3 入学前の経歴  
中等教育学校に入学するまでの教育関係の略歴(在籍していた小学校又は特別支援学校小学部の学校名及び卒業時期等)を記入すること。なお、外国において受けた教育の実情なども記入すること。
- 4 入学・編入学
  - (1) 入学  
校長が入学を許可した年月日を記入すること。この場合には、「第 学年編入学」の文字を抹消すること。
  - (2) 編入学  
前期課程においては、第1学年の中途又は第2学年以上の学年に、在外教育施設や外国の学校等から編入学した場合、又は就学義務の猶予・免除の事由の消滅により就学義務が発生した場合について、その年月日、学年及び事由等を記入すること。  
後期課程においては、高等専門学校、在外教育施設や外国の学校等から編入学した場合、過去に高等学校等に在学していた者等が入学した場合について、その年月日、学年等を記入すること。  
なお、編入学した場合には、「第1学年入学」の文字を抹消すること。  
また、単位制による課程の場合においては、「(在学すべき期間)平成 年 月 日まで)」を加え、当該生徒に係る校長が定めた在学すべき期間を記入すること。
- 5 転入学  
前期課程においては、他の中学校等(中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の中学部を含む。)から転校してきた生徒について、その年月日、学年、前に在学していた学校名、所在地及び転入学の事由等を記入すること。  
後期課程においては、他の高等学校等から転入学した生徒について、その年月日、学年、前に在学していた学校名、所在地、課程名、学科名等を記入すること。  
また、単位制による課程の場合においては、「(在学すべき期間)平成 年 月 日まで)」を加え、当該生徒に係る校長が定めた在学すべき期間を記入すること。
- 6 転学・退学  
前期課程においては、他の中学校等(中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の中学部を含む。)に転学する場合には、転学先の学校が受け入れた日の前日に当たる年月日、転学先の学校名、所在地、転入学年及びその事由等を記入すること。また、学校を去った年月日は、( )内に記入すること。  
在外教育施設や外国の学校に入るために退学する場合又は学齢(満15歳に達した日の属する学年の終わり)を超過している生徒が退学する場合は、校長が退学を認めた年月日及びその事由等を記入すること。  
なお、就学義務の猶予・免除される場合又は生徒の居所が1年以上不明である場合は、在学しない者として取り扱い、在学しない者と認めた年月日及びその事由等を記入すること。  
後期課程においては、他の高等学校等に転学する場合には、転学先の学校が受け入れた日の前日に当たる年月日、転学先の学校名、所在地、課程の種類、学科名、転入学年等を記入すること。  
また、学校を去った年月日についても併記すること。退学する場合には、校長が退学を認め、又は命じた年月日等を記入すること。
- 7 留学・休学  
後期課程においては、留学・休学について校長が許可した期間を記入すること。留学の場合は、留学先の学校名、学年及び所在国名を記入すること。
- 8 前期課程修了及び卒業

校長が前期課程修了及び卒業を認定した年月日を記入すること。

9 進学先・就職先等

進学した者については、進学した学校名及び所在地を記入し、就職した者については、就職先の事業所名及び所在地を記入し、就職しながら進学した者については、上記の両方を記入するようにすること。なお、家事又は家業に従事した者については、その旨を記入すること。

卒業の際、進路が決まっていなくて記入できない者については、確定したときに記入することが望ましいこと。

10 学校名及び所在地、課程名・学科名

後期課程の課程名は、全日制の課程、定時制の課程の別を記入し、学科名は、普通科、専門教育を主とする学科、総合学科の名称を記入すること。

11 校長氏名印、学級・ホームルーム担当者氏名印

各年度に、校長の氏名、学級・ホームルーム担当者の氏名を記入し、それぞれ押印すること(同一年度内に校長又は学級・ホームルーム担当者が代わった場合には、その都度後任者の氏名を併記すること)。

なお、氏名の記入及び押印については、電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に定義する「電子署名」をいう。)を行うことで替えることも可能であること。

12 後期課程における各教科・科目等の修得単位数の記録

修得した各教科・科目等ごとに修得単位数の計を記入すること。

編入学又は転入学した生徒について、以前に在学していた学校において修得した単位を卒業に必要な単位として校長が認める場合には、その修得単位数を各教科・科目等の修得単位数として記入したり、以前に在学していた学校における修得単位数等に関する証明書等の資料を学籍に関する記録に添付したりすることにより、適切に記録すること。

また、留学に関して、校長が認定した修得単位数は、それを記入する欄等に適切に記入すること。

なお、「学校設定教科」の欄には、教育課程表等と照合しやすいようにするため、高等学校学習指導要領第1章第2款の2及び3の表に挙げられている教科に属する「学校設定科目」(高等学校学習指導要領第1章第2款4)と、高等学校学習指導要領第1章第2款の2及び3の表に挙げられている教科以外に学校で設置する「学校設定教科」及び当該教科に関する科目(高等学校学習指導要領第1章第2款5)の両方を記載すること。

○ 前期課程における指導に関する記録

1 各教科の学習の記録

観点別学習状況及び評価について記入すること。

(1) 観点別学習状況

観点別学習状況については、中学校学習指導要領(平成20年文部科学省告示第28号)に示す各教科の目標に照らして、その実現状況を観点ごとに評価し記入すること。その際、「十分満足できる」状況と判断されるものをA、「おおむね満足できる」状況と判断されるものをB、「努力を要する」状況と判断されるものをCのように区別して評価を記入すること。

選択教科を実施する場合は、各学校において観点を定め、記入すること。

(2) 評価

評価については、各学年における各教科の学習の状況について、中学校学習指導要領に示す各教科の目標に照らして、その実現状況を総括的に評価し記入すること。

必修教科の評価は、中学校学習指導要領に示す各教科の目標に照らして、その実現状況を「十分満足できるもののうち、特に程度が高い」状況と判断されるものを5、「十分満足できる」状況と判断されるものを4、「おおむね満足できる」状況と判断されるものを3、「努力を要する」状況と判断されるものを2、「一層努力を要する」状況と判断されるものを1のように区別して評価を記入すること。

選択教科を実施する場合は、各学校が評価の段階を決定し記入すること。

評価に当たっては、評価は各教科の学習の状況を総括的に評価するものであり、「(1) 観点別学習状況」において掲げられた観点は、分析的な評価を行うものとして、各教科の評価を行う場合において基本的な要素となるものであることに十分留意すること。その際、評価の適切な決定方法等については、各学校において定めること。

2 総合的な学習の時間の記録



総合的な学習の時間の記録については、この時間に行った学習活動及び各学校が自ら定めた評価の観点を記入した上で、それらの観点のうち、生徒の学習状況に顕著な事項がある場合などにその特徴を記入する等、生徒にどのような力が身に付いたかを文章で記述すること。

評価の観点については、中学校学習指導要領に示す総合的な学習の時間の目標を踏まえ、各学校において具体的に定めた目標、内容に基づいて定めること。その際、例えば、「よりよく問題を解決する資質や能力」、「学び方やものの考え方」、「主体的、創造的、協同的に取り組む態度」及び「自己の生き方」等と学習指導要領に示す総合的な学習の時間の目標を踏まえて定めたり、「学習方法に関すること」、「自分自身に関すること」及び「他者や社会とのかかわりに関すること」等の視点に沿って各学校において育てようとする資質や能力等を踏まえて定めたりすることが考えられること。また、教科との関連を明確にし、総合的な学習の時間の学習活動にかかわる「関心・意欲・態度」、「思考・判断・表現」、「技能」及び「知識・理解」等と定めることも考えられること。

### 3 特別活動の記録

特別活動の記録については、各学校が自ら定めた特別活動全体に係る評価の観点を記入した上で、各活動・学校行事ごとに、評価の観点に照らして十分満足できる活動の状況にあると判断される場合に、○印を記入すること。

評価の観点については、中学校学習指導要領に示す特別活動の目標を踏まえ、各学校において別紙3-2を参考に定める。その際、例えば、「集団や社会の一員としての思考・判断・実践」にかかわる観点について、学校として重点化した内容を踏まえ、育てようとする資質や能力などに即し、より具体的に定めることも考えられる。

### 4 行動の記録

行動の記録については、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動やその他学校生活全体にわたって認められる生徒の行動について、別紙3-3の各項目の趣旨に照らして十分満足できる状況にあると判断される場合に、○印を記入すること。各学校において、自らの教育目標に沿って項目を追加すること。

### 5 総合所見及び指導上参考となる諸事項

総合所見及び指導上参考となる諸事項については、生徒の成長の状況を総合的にとらえるため、以下の事項等を文章で記述すること。

- (1) 各教科や総合的な学習の時間の学習に関する所見
- (2) 特別活動に関する事実及び所見
- (3) 行動に関する所見
- (4) 進路指導に関する事項
- (5) 生徒の特徴・特技、部活動、学校内外におけるボランティア活動など社会奉仕体験活動、表彰を受けた行為や活動、学力について標準化された検査の結果等指導上参考となる諸事項
- (6) 生徒の成長の状況にかかわる総合的な所見

記入に際しては、生徒の優れている点や長所、進歩の状況などを取り上げることに留意すること。ただし、生徒の努力を要する点などについても、その後の指導において特に配慮を要するものがあれば記入すること。

また、学級・学年など集団の中での相対的な位置付けに関する情報も、必要に応じ記入すること。

さらに、通級による指導を受けている生徒については、通級による指導を受けた学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導の内容や結果等を記入すること。通級による指導の対象となっていない生徒で、教育上特別な支援を必要とする場合については、必要に応じ効果があったと考えられる指導方法や配慮事項を記入すること。

### 6 出欠の記録

以下の事項を記入すること。

#### (1) 授業日数

生徒の属する学年について授業を実施した年間の総日数を記入すること。学校保健安全法第20条の規定に基づき、臨時に、学校の全部又は学年の全部の休業を行うこととした日数は授業日数には含めない。この授業日数は、原則として、同一学年の全ての生徒につき同日数とすることが適当であること。

ただし、転学又は退学等をした生徒については、転学のため学校を去った日又は退学等をした日までの授業日数を記入し、転入学又は編入学等をした生徒については、転入学又は編入学等をした日以後の授業日数を記入すること。

## (2) 出席停止・忌引等の日数

以下の日数を合算して記入すること。

ア 学校教育法第35条による出席停止日数、学校保健安全法第19条による出席停止日数及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条、第20条、第26条及び第46条による入院の場合の日数

イ 学校保健安全法第20条により、臨時に学年の中の一部の休業を行った場合の日数

ウ 忌引日数

エ 非常変災等生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数

オ 選抜のための学力検査の受検その他教育上特に必要な場合で、校長が出席しなくてもよいと認めた日数

## (3) 出席しなければならない日数

授業日数から出席停止・忌引等の日数を差し引いた日数を記入すること。

## (4) 欠席日数

出席しなければならない日数のうち病気又はその他の事故で生徒が欠席した日数を記入すること。

## (5) 出席日数

出席しなければならない日数から欠席日数を差し引いた日数を記入すること。

なお、学校の教育活動の一環として生徒が運動や文化などにかかわる行事等に参加したものと校長が認める場合には、指導要録の出欠の記録においては出席扱いとすることができること。

また、平成21年3月17日付け教学健第1840号「高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の対応について」に沿って、不登校の生徒が学校外の施設において相談・指導を受け、又は自宅においてIT等を活用した学習活動を行ったとき、そのことが当該生徒の将来的な社会的自立を助ける上で適切であると校長が認める場合には、指導要録の出欠の記録においては出席扱いとすることができる。この場合には、出席日数の内数として出席扱いとした日数及び生徒が通所若しくは入所した学校外の施設名又は自宅においてIT等を活用した学習活動によることを記入すること。

## (6) 備考

出席停止・忌引等の日数に関する特記事項、欠席理由の主なもの、遅刻、早退等の状況その他の出欠に関する特記事項等を記入すること。

上記の日数について、該当すべき日数がない場合には、空白とせず0と記入すること。

## 7 非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録(以下の事項を記入する。)

## (1) 生徒が登校できない事由

感染症や災害の発生等の生徒がやむを得ず学校に登校できなかった事由を記入する。

## (2) オンラインを活用した特例の授業

非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない生徒について、以下の方法によるオンラインを活用した学習の指導(オンラインを活用した特例の授業)を実施したと校長が認める場合には、①から③までの事項を記入する。

## 【オンラインを活用した特例の授業】

- ・ 同時双方向型のオンラインを活用した学習指導
- ・ 課題の配信・提出、教師による質疑応答及び生徒同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導(オンデマンド動画を併用して行う学習指導等を含む)

## ① 実施日数

オンラインを活用した特例の授業の実施日数を記入する。

## ② 参加日数

オンラインを活用した特例の授業への参加日数を記入する。学校の臨時休業中のオンラインを活用した特例の授業を実施した日において、家庭の事情等により学校に登校して当該授業に参加した生徒についても、オンラインを活用した特例の授業への参加日数として記入する。

## ③ 実施方法等

オンラインを活用した特例の授業の実施方法等を簡潔に記入する。

(3) その他の学習等

必要に応じて、オンラインを活用した特例の授業以外に、非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できなかった生徒が行った学習その他の特記事項等について記入する。

○ 後期課程における指導に関する記録

後期課程における指導に関する記録については、学年による教育課程の区分を設けるか設けないか等の違いにより、課程の単位の修得の認定の時期が異なることから、例えば、各教科・科目等の学習の記録を学年や年度、学期ごとに区分して記入するなど工夫すること。

1 各教科・科目等の学習の記録

(1) 各教科・科目の評定

ア 各教科・科目の評定は、高等学校学習指導要領(平成21年文部科学省告示第34号)に示す各教科・科目の目標に基づき、学校が地域や生徒の実態に即して定めた当該教科・科目の目標や内容に照らし、その実現状況を総括的に評価して、「十分満足できるもののうち、特に程度が高い」状況と判断されるものを5、「十分満足できる」状況と判断されるものを4、「おおむね満足できる」状況と判断されるものを3、「努力を要する」状況と判断されるものを2、「努力を要すると判断されるもののうち、特に程度が低い」状況と判断されるものを1のように区別して評価を記入すること。

イ 評定に当たっては、知識や技能のみの評価など一部の観点に偏した評定が行われることのないように、「関心・意欲・態度」、「思考・判断・表現」、「技能」及び「知識・理解」といった観点による評価を十分踏まえながら評定を行っていくとともに、評定が教師の主観に流れて妥当性や信頼性等を欠くことのないよう学校として留意すること。その際、別紙4に各教科の評価の観点及びその趣旨を示しているので、これらを十分踏まえながらそれぞれの科目のねらいや特性を勘案して具体的な評価規準を設定するなど評価の在り方を工夫すること。

ウ 学校設定教科に関する科目のうち当該教科・科目の目標や内容等から数値的な評価になじまないものについては、評定は行わず、学習の状況や成果などを踏まえて、総合所見及び指導上参考となる諸事項に所見等を記述するなど、評価の在り方等について工夫すること。

なお「学校設定教科」の欄には、教育課程表等と照合しやすいようにするため、高等学校学習指導要領第1章第2款の2及び3の表に挙げられている教科に属する「学校設定科目」(高等学校学習指導要領第1章第2款4)と、高等学校学習指導要領第1章第2款の2及び3の表に挙げられている教科以外に学校で設置する「学校設定教科」及び当該教科に関する科目(高等学校学習指導要領第1章第2款5)の両方を記載すること。

(2) 各教科・科目等の修得単位数

各教科・科目等について、修得を認定した単位数を記入すること。単位の修得を認めない場合は、「努力を要すると判断されるもののうち、特に程度が低い」のように評定を行うこと。

編入学又は転入学した生徒について、以前に在学していた学校において修得した単位を卒業に必要な単位として校長が認める場合には、その単位数を各教科・科目等の修得単位数として記入したり、以前に在学していた学校における修得単位数等に関する証明書等の資料を学籍に関する記録に添付したりすることにより、適切に記録すること。

(3) 総合的な探究の時間の修得単位数

総合的な探究の時間における学習活動について、修得を認定した単位数を記入すること。

その際、農業、工業、商業、水産、家庭若しくは情報の各教科に属する「課題研究」、「看護臨地実習」又は「介護総合演習」(以下「課題研究等」という。)の履修をもって総合的な探究の時間の学習活動の全部に代替している場合は、「修得単位数」の欄を空欄とし、「備考」の欄に、『科目「○○」において、○単位の全部を代替』など、その旨を記入すること。その一部に代替している場合は、「修得単位数」の欄に、総合的な探究の時間として実施した学習活動に対して、修得を認定した単位数を記入し、代替した単位数は含めないこととする。

なお、「備考」の欄に、『科目「〇〇」において、〇単位を代替』など、その旨を記入すること。

- (4) 「修得単位数」の欄には、各教科・科目ごとに、修得を認定した単位数の計を記入すること。
  - (5) 「小計」の欄には、修得を認定した単位数の計を記入すること。
  - (6) 留学による修得単位数  
留学した生徒の外国の学校における学習の成果をもとに、校長が修得を認定した場合はその単位数を記入すること。この場合、当該外国の学校の教育課程を逐一、我が国の学習指導要領や学校の教育課程と比較し、これらの教科・科目に置き換えて評価する必要はないこと。なお、外国の高等学校の発行する修得単位数等に関する証明書等の資料を添付すること。
  - (7) 「合計」の欄には、「小計」の欄及び「留学」の欄に記入した単位数の合計を記入すること。
  - (8) 他の学校において履修した場合の履修の取扱い等  
校長が以下のような単位の認定を行った場合等は、履修上の特記事項として、備考欄に記入すること。
    - ア 高等学校学習指導要領第1章第3款2(2)に基づき、主として専門学科において開設される各教科・科目の履修により必履修教科・科目の一部又は全部に代えることを認める場合
    - イ 学校教育法施行規則第97条に基づき、他の高等学校等において修得した一部の科目の単位について、生徒の在学する高等学校における全課程の修了を認めるに必要な単位数に加えることをめる場合
    - ウ 同令第98条に基づき、大学等における学修、知識及び技能に関する審査に係る学修、ボランティア活動その他の継続的に行われる活動に係る学修等について、生徒の在学する高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与える場合
    - エ 同令第100条に基づき、高等学校卒業程度認定試験規則の定めるところにより合格点を得た試験科目に係る学修及び高等学校の別科における学修で高等学校学習指導要領の定めるところに準じて、修得した科目に係る学修について、生徒の在学する高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与える場合
  - (9) その他
    - ア 専門教育を主とする学校の生徒に対して、専門教育に関する各教科・科目の履修による必履修教科・科目の代替を行った場合は、専門教育に関する各教科・科目によって代替された教科・科目の備考欄に、「代替」などその旨を記入するほか、代替に係る専門教育に関する各教科・科目名及び単位数を記入すること。
    - イ 履修のみの科目については、「備考」の欄にその旨を記入すること。なお、「備考」の欄に記入しないで、各学年の欄に履修に関する欄を設けるなどの工夫をすることも差し支えないこと。
    - ウ 各教科・科目の数が多き場合には、様式を2葉にすることも差し支えないこと。
- ## 2 総合的な探究の時間の記録
- (1) 学習活動  
総合的な探究の時間において行った学習活動について、主な事実及び事実及び所見を文章で記述すること。  
「課題研究」の履修をもって総合的な探究の時間の学習活動の全部に代替している場合は、代替した学習活動を記入すること。また、その一部に代替している場合は、総合的な探究の時間の学習活動と合わせて記入すること。
  - (2) 評価  
各学校が定めた総合的な探究の時間の目標、内容に基づいて各学校が定めた評価の観点を踏まえて、生徒の学習状況に顕著な事項がある場合などにその特徴を記入する等、生徒にどのような力が身に付いたかを文章で記述すること。  
評価の観点については、高等学校学習指導要領に示す目標を踏まえ、各学校において具体的に定めた目標、内容に基づいて定めること。  
「課題研究等」の履修をもって総合的な探究の時間の学習活動の全部に代替している場合は、代替した学習活動についての評価を記入すること。また、その一部に代替している場合は、総合的な探究の時間の学習活動と合わせた学習活動について評価を記入すること。
- ## 3 特別活動の記録

特別活動において行った生徒の活動の状況について、主な事実及び所見を文章で記述すること。その際、所見については、生徒の長所を取り上げるよう留意すること。

(1) 事実の記入に当たっては、例えば次の事項が考えられること。

所属する係名や委員会名及び学校行事における役割の分担など、活動の状況についての事実に関すること。

(2) 所見の記入に当たっては、例えば次の事項が考えられること。

ア その生徒個人として比較的優れている点など、特別活動全体を通して見られる生徒の特徴に関すること。

イ 当該学年において、その当初と学年末とを比較し、活動の状況の進歩が著しい場合、その状況に関すること。

#### 4 総合所見及び指導上参考となる諸事項

総合所見及び指導上参考となる諸事項については、生徒の成長の状況を総合的にとらえるため、以下の事項等を文章で記述すること。

(1) 各教科・科目や総合的な探究の時間の学習に関する所見

(2) 行動に関する所見

(3) 進路指導に関する事項

(4) 取得資格

(5) 生徒が就職している場合の事業所

(6) 生徒の特徴・特技、部活動、学校内外におけるボランティア活動など社会奉仕体験活動、表彰を受けた行為や活動、学力について標準化された検査に関する記録など指導上参考となる諸事項

(7) 生徒の成長の状況にかかわる総合的な所見

記入に際しては、生徒の優れている点や長所、進歩の状況などを取り上げるよう留意すること。

ただし、生徒の努力を要する点などについても、その後の指導において特に配慮を要するものがあれば記入すること。

#### 5 出欠の記録

以下の事項を記入すること。

(1) 授業日数

生徒の属する学科及び学年について授業を実施した年間の総日数を記入すること。学校保健安全法第20条の規定に基づき、臨時に、学校の全部又は学年の全部の休業を行うこととした日数は授業日数には含めないこと。

ただし、転学又は退学をした生徒については、転学のため学校を去った日又は退学をした日までの授業日数を記入し、編入学又は転入学をした生徒については、編入学又は転入学をした日以後の授業日数を記入すること。

なお、単位制による課程の場合においては、授業日数については、当該生徒の履修計画にしたがって出校すべき年度間の総日数を記入すること。

(2) 出席停止・忌引等の日数

以下の日数を合算して記入すること。

ア 学校教育法第11条による懲戒のうち停学の日数、学校保健安全法第19条による出席停止の日数及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条、第20条、第26条及び第46条による入院の場合の日数

イ 学校保健安全法第20条により、臨時に学年の中の一部の休業を行った場合の日数

ウ 忌引日数

エ 非常変災等生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数

オ 選抜のための学力検査の受検その他教育上特に必要な場合で、校長が出席しなくてもよいと認めた日数

(3) 留学中の授業日数

校長が許可した留学期間における我が国の在籍校の授業日数を記入すること。

(4) 出席しなければならない日数

授業日数から出席停止・忌引等の日数及び留学中の授業日数を差し引いた日数を記入すること。

(5) 欠席日数

出席しなければならない日数のうち病気又はその他の事故で生徒が欠席した日数を記入すること。

## (6) 出席日数

出席しなければならない日数から欠席日数を差し引いた日数を記入すること。

なお、学校の教育活動の一環として生徒が運動や文化などにかかわる行事等に参加したものと校長が認める場合には、指導要録の出欠の記録においては出席扱いとすることができる。

また、平成21年3月17日付け教学健第1840号「高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の対応について」に沿って、不登校の生徒が学校外の施設において相談・指導を受け、そのことが当該生徒の将来的な社会的自立を助ける上で適切であると校長が認める場合には、指導要録の出欠の記録においては出席扱いとすることができる。この場合には、出席日数の内数として出席扱いとした日数及び生徒が通所若しくは入所した学校外の施設名を記入すること。

(7) 上記の日数について、該当すべき日数がない場合には、空白とせずに0と記入すること。

## (8) 備考

出欠に関する特記事項等を記入すること。

(9) 最終学年において留学しその学年の3月31日を越えて留学した生徒の翌学年の出欠の記録については、「出欠の記録」欄の下に欄を設け、記入すること。

なお、新たに設ける欄の「授業日数」欄には、当該生徒の最終学年における卒業の日までの我が国の在籍校の授業日数を記入すること。

## 6 非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録(以下の事項を記入する。)

## (1) 生徒が登校できない事由

感染症や災害の発生等の生徒がやむを得ず学校に登校できなかった事由を記入する。

## (2) オンラインを活用した特例の授業

非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない生徒について、以下の方法によるオンラインを活用した学習の指導(オンラインを活用した特例の授業)を実施したと校長が認める場合には、①から③までの事項を記入する。

## 【オンラインを活用した特例の授業】

- ・同時双方向型のオンラインを活用した学習指導
- ・課題の配信・提出、教師による質疑応答及び生徒同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導(オンデマンド動画を併用して行う学習指導等を含む)

## ① 実施日数

オンラインを活用した特例の授業の実施日数を記入する。

## ② 参加日数

オンラインを活用した特例の授業への参加日数を記入する。学校の臨時休業中のオンラインを活用した特例の授業を実施した日において、家庭の事情等により学校に登校して当該授業に参加した生徒についても、オンラインを活用した特例の授業への参加日数として記入する。

## ③ 実施方法等

オンラインを活用した特例の授業の実施方法等を簡潔に記入する。

## (3) その他の学習等

必要に応じて、オンラインを活用した特例の授業以外に、非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できなかった生徒が行った学習その他の特記事項等について記入する。

## ○ 取扱い上の注意

指導要録の作成、送付及び保管等については、次のような事項に留意すること。

## 1 進学の場合

(1) 校長は、生徒が進学した場合においては、その作成に係る当該生徒の指導要録の抄本又は写しを作成し、これを進学先に送付すること(学校教育法施行規則第24条第2項参照)。

(2) (1)において抄本を作成し送付する場合、その記載事項は、おおむね次の事項を含むものとする。

- ア 生徒の氏名、性別、生年月日及び現住所
- イ 学校名、課程名及び学科名
- ウ 入学(又は転編入)年月
- エ 卒業年月
- オ 各教科・科目等の学習の記録
- カ 各教科の評定平均値及び全体の評定平均値
- キ 学習成績概評及び成績段階別人数
- ク 出欠の記録
- ケ 特別活動の記録
- コ 指導上参考となる諸事項
- サ 総合的な探究の時間の内容・評価

## 2 転学の場合

校長は、生徒が転学した場合においては、その作成に係る当該生徒の指導要録の写しを作成し、それを転学先の校長に送付すること。転学してきた生徒がさらに転学した場合においては、指導要録の写しのほか転学してくる前に在籍していた学校から送付を受けた写しも転学先の校長に送付すること。これらの場合、中学校から送付を受けた抄本又は写しも転学先の校長に送付すること(学校教育法施行規則第24条第3項参照)。

## 3 転入学

校長は、生徒が転学してきた場合においては、当該生徒が転入学した旨及びその期日を、速やかに、前の在学していた学校の校長に連絡し、当該生徒の指導要録の写しの送付を受けること。

なお、この場合、校長は、新たに当該生徒の指導要録を作成すべきであって、送付を受けた写しに連続して記入してはならないこと。

## 4 学校統合、学校新設等の場合

学校名及び所在地の変更として取扱うか、上記2及び3に準じて取り扱うかは実情に応じて処理すること。

## 5 退学の場合

校長は、生徒が外国の学校などに入るために退学した場合においては、当該生徒が文部科学大臣認定の在学教育施設であるときにあっては、上記1及び2に準じて指導要録の抄本又は写しを送付するものとし、それ以外の学校などにあっては、求めに応じて適切に対応すること。

## 6 編入学の場合

校長は、生徒が編入学した場合においては、編入学した日の翌日以後の指導要録を作成すること。

## 7 転籍の場合

同じ高等学校において異なる課程に移籍した生徒については、転籍した日以後の指導要録を作成すること。

## 8 保存期間

- (1) 学校においては、指導要録については当該生徒の卒業又は転学した日以後、転入学の際送付を受けた写しについては当該生徒の卒業の日以後、学籍に関する記録については20年間、指導に関する記録については5年間保存すること(学校教育法施行規則第28条第2項参照)。
- (2) 中学校から送付を受けた抄本又は写しは、生徒の当該学校に在学する期間保管すること。
- (3) 退学の場合、当該生徒の指導要録及び転入学の際送付を受けた写しは、校長が退学を認め又は命じた日以後、学籍に関する記録については20年間、指導に関する記録については5年間保存すること。

## 9 その他

在籍証明や単位取得証明など証明書等を作成する場合においては、単に指導要録の記載事項をそのまま転記することは必ずしも適切ではないので、プライバシー保護の観点から、証明の趣旨等を確認した上で、必要最小限の事項を記載するように留意すること。

別紙5 非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録(中等教育学校(前期課程))  
 様式2(指導に関する記録)別記

生徒氏名

非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録			
第1学年	生徒が登校できない事由		
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数
	実施方法等		
	その他の学習等		
第2学年	生徒が登校できない事由		
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数
	実施方法等		
	その他の学習等		
第3学年	生徒が登校できない事由		
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数
	実施方法等		
	その他の学習等		



別紙6 非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録(中等教育学校(後期課程))  
 様式3(指導に関する記録)別記

生徒氏名

非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録			
第4学年	生徒が登校できない事由		
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数
	その他の学習等		
第5学年	生徒が登校できない事由		
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数
	その他の学習等		
第6学年	生徒が登校できない事由		
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数
	その他の学習等		

教 高 第 3 1 0 3 号  
令和4年(2022年)3月7日

胆振教育局長 様

北海道教育委員会教育長

## 「中等教育学校生徒指導要録の改訂について」の一部改正について(通知)

このことについて、別添写しのとおり、本日付け本号により、北海道登別明日中等教育学校校長あて通達したので、生徒指導要録の作成等について適切に指導されるようお願いいたします。

(学校教育局高校教育課高校教育指導係)

写

教 高 第 3 1 0 3 号  
令和4年(2022年)3月7日

北海道登別明日中等教育学校長 様

北海道教育委員会教育長

## 「中等教育学校生徒指導要録の改訂について」の一部改正について(通達)

「中等教育学校生徒指導要録の改訂について」(平成24年7月9日付け教高第547号北海道教育委員会教育長通達)を次のとおり改正しましたので、生徒指導要録の作成について適切に行うようにしてください。

なお、適用年月日は令和3年(2021年)4月1日とします。

また、「別紙1 中等教育学校生徒指導要録」のうち、総合的な探究の時間に係る記載箇所については、標題を「総合的な学習の時間」から「総合的な探究の時間」に修正願います。

記

別紙2「○ 前期課程における指導に関する記録」の「6 出欠の記録」の次に、次のとおり「7 非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録」を加える。

7 非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録(以下の事項を記入する。)

(1) 生徒が登校できない事由

感染症や災害の発生等の生徒がやむを得ず学校に登校できなかった事由を記入する。

(2) オンラインを活用した特例の授業

非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない生徒について、以下の方法によるオンラインを活用した学習の指導(オンラインを活用した特例の授業)を実施したと校長が認める場合には、①から③までの事項を記入する。

## 【オンラインを活用した特例の授業】

- ・同時双方向型のオンラインを活用した学習指導
- ・課題の配信・提出、教師による質疑応答及び生徒同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導(オンデマンド動画を併用して行う学習指導等を含む)

① 実施日数

オンラインを活用した特例の授業の実施日数を記入する。

② 参加日数

オンラインを活用した特例の授業への参加日数を記入する。学校の臨時休業中のオンラインを活用した特例の授業を実施した日において、家庭の事情等により学校に登校して当該授業に参加した生徒についても、オンラインを活用し

た特例の授業への参加日数として記入する。

③ 実施方法等

オンラインを活用した特例の授業の実施方法等を簡潔に記入する。

(3) その他の学習等

必要に応じて、オンラインを活用した特例の授業以外に、非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できなかった生徒が行った学習その他の特記事項等について記入する。

別紙2「○ 後期課程における指導に関する記録」の「5 出欠の記録」の次に、次のとおり「6 非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録」を加える。

6 非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録（以下の事項を記入する。）

(1) 生徒に登校できない事由

感染症や災害の発生等の生徒がやむを得ず学校に登校できなかった事由を記入する。

(2) オンラインを活用した特例の授業

非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない生徒について、以下の方法によるオンラインを活用した学習の指導（オンラインを活用した特例の授業）を実施したと校長が認める場合には、①から③までの事項を記入する。

【オンラインを活用した特例の授業】

- ・ 同時双方向型のオンラインを活用した学習指導
- ・ 課題の配信・提出、教師による質疑応答及び生徒同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導（オンデマンド動画を併用して行う学習指導等を含む）

① 実施日数

オンラインを活用した特例の授業の実施日数を記入する。

② 参加日数

オンラインを活用した特例の授業への参加日数を記入する。学校の臨時休業中のオンラインを活用した特例の授業を実施した日において、家庭の事情等により学校に登校して当該授業に参加した生徒についても、オンラインを活用した特例の授業への参加日数として記入する。

③ 実施方法等

オンラインを活用した特例の授業の実施方法等を簡潔に記入する。

(3) その他の学習等

必要に応じて、オンラインを活用した特例の授業以外に、非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できなかった生徒が行った学習その他の特記事項等について記入する。

また、別記中「別紙4 後期課程の各教科の評価の観点及びその趣旨」の次に「別紙5 非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録（中等教育学校（前期課程）」及び「別紙6 非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録（中等教育学校（後期課程）」を加える。

(学校教育局高校教育課高校教育指導係)

別記

中等教育学校生徒指導要録

別紙1 中等教育学校生徒指導要録

- (1) 様式1（学籍に関する記録）
- (2) 様式2（前期課程における指導に関する記録）
- (3) 様式3（後期課程における指導に関する記録）

- 別紙2 中等教育学校生徒指導要録に記載する事項等  
別紙3-1 前期課程の各教科・各学年の評価の観点及びその趣旨  
別紙3-2 特別活動の記録  
別紙3-3 行動の記録  
別紙4 後期課程の各教科の評価の観点及びその趣旨  
別紙5 非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録(中等教育学校(前期課程))  
別紙6 非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録(中等教育学校(後期課程))

## 別紙2

## 中等教育学校生徒指導要録に記載する事項等

- 学籍に関する記録  
学籍に関する記録については、学年当初及び異動の生じたときに記入すること。  
学年による教育課程の区分を設けない課程(以下「単位制による課程」という。)の場合においては、生徒にかかる記録は、「年度」を単位として行うこと(指導に関する記録についても同様に扱う。)
- 1 生徒の氏名、性別、生年月日及び現住所  
保護者(又は親権者あるいは後見人)が学校に提出した書類等に基づき記入すること。
  - 2 保護者の氏名及び現住所
    - (1) 「氏名」の欄には、生徒に対して親権を行う者を、親権を行う者のいないときは、後見人を記入すること。
    - (2) 「現住所」については、生徒の現住所と同一の場合には、「生徒の欄に同じ」と略記すること。
  - 3 入学前の経歴  
中等教育学校に入学するまでの教育関係の略歴(在籍していた小学校又は特別支援学校小学部の学校名及び卒業時期等)を記入すること。なお、外国において受けた教育の実情なども記入すること。
  - 4 入学・編入学
    - (1) 入学  
校長が入学を許可した年月日を記入すること。この場合には、「第 学年編入学」の文字を抹消すること。
    - (2) 編入学  
前期課程においては、第1学年の中途又は第2学年以上の学年に、在外教育施設や外国の学校等から編入学した場合、又は就学義務の猶予・免除の事由の消滅により就学義務が発生した場合について、その年月日、学年及び事由等を記入すること。  
後期課程においては、高等専門学校、在外教育施設や外国の学校等から編入学した場合、過去に高等学校等に在学していた者等が入学した場合について、その年月日、学年等を記入すること。  
なお、編入学した場合には、「第1学年入学」の文字を抹消すること。  
また、単位制による課程の場合においては、「(在学すべき期間)平成 年 月 日まで)」を加え、当該生徒に係る校長が定めた在学すべき期間を記入すること。
  - 5 転入学  
前期課程においては、他の中学校等(中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の中学部を含む。)から転校してきた生徒について、その年月日、学年、前に在学していた学校名、所在地及び転入学の事由等を記入すること。  
後期課程においては、他の高等学校等から転入学した生徒について、その年月日、学年、前に在学していた学校名、所在地、課程名、学科名等を記入すること。  
また、単位制による課程の場合においては、「(在学すべき期間)平成 年 月 日まで)」を加え、当該生徒に係る校長が定めた在学すべき期間を記入すること。
  - 6 転学・退学  
前期課程においては、他の中学校等(中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の中学部を含む。)に転学する場合には、転学先の学校が受け入れた日の前日に当たる年月日、転学先の学校名、所在地、転入学年及びその事由等を記入すること。また、学校を

去った年月日は、( )内に記入すること。

在外教育施設や外国の学校に入るために退学する場合又は学齢(満15歳に達した日の属する学年の終わり)を超過している生徒が退学する場合は、校長が退学を認めた年月日及びその事由等を記入すること。

なお、就学義務の猶予・免除される場合又は生徒の居所が1年以上不明である場合は、在学しない者として取り扱い、在学しない者と認めた年月日及びその事由等を記入すること。

後期課程においては、他の高等学校等に転学する場合には、転学先の学校が受け入れた日の前日に当たる年月日、転学先の学校名、所在地、課程の種類、学科名、転入学年等を記入すること。

また、学校を去った年月日についても併記すること。退学する場合には、校長が退学を認め、又は命じた年月日等を記入すること。

#### 7 留学・休学

後期課程においては、留学・休学について校長が許可した期間を記入すること。留学の場合は、留学先の学校名、学年及び所在国名を記入すること。

#### 8 前期課程修了及び卒業

校長が前期課程修了及び卒業を認定した年月日を記入すること。

#### 9 進学先・就職先等

進学した者については、進学した学校名及び所在地を記入し、就職した者については、就職先の事業所名及び所在地を記入し、就職しながら進学した者については、上記の両方を記入するようにすること。なお、家事又は家業に従事した者については、その旨を記入すること。

卒業の際、進路が決まっていなくて記入できない者については、確定したときに記入することが望ましいこと。

#### 10 学校名及び所在地、課程名・学科名

後期課程の課程名は、全日制の課程、定時制の課程の別を記入し、学科名は、普通科、専門教育を主とする学科、総合学科の名称を記入すること。

#### 11 校長氏名印、学級・ホームルーム担任者氏名印

各年度に、校長の氏名、学級・ホームルーム担任者の氏名を記入し、それぞれ押印すること(同一年度内に校長又は学級・ホームルーム担任者が代わった場合には、その都度後任者の氏名を併記すること)。

なお、氏名の記入及び押印については、電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に定義する「電子署名」をいう。)を行うことで替えることも可能であること。

#### 12 後期課程における各教科・科目等の修得単位数の記録

修得した各教科・科目等ごとに修得単位数の計を記入すること。

編入学又は転入学した生徒について、以前に在学していた学校において修得した単位を卒業に必要な単位として校長が認める場合には、その修得単位数を各教科・科目等の修得単位数として記入したり、以前に在学していた学校における修得単位数等に関する証明書等の資料を学籍に関する記録に添付したりすることにより、適切に記録すること。

また、留学に関して、校長が認定した修得単位数は、それを記入する欄等に適切に記入すること。

なお、「学校設定教科」の欄には、教育課程表等と照合しやすいようにするため、高等学校学習指導要領第1章第2款の2及び3の表に揚げられている教科に属する「学校設定科目」(高等学校学習指導要領第1章第2款4)と、高等学校学習指導要領第1章第2款の2及び3の表に揚げられている教科以外に学校で設置する「学校設定教科」及び当該教科に関する科目(高等学校学習指導要領第1章第2款5)の両方を記載すること。

#### ○ 前期課程における指導に関する記録

##### 1 各教科の学習の記録

観点別学習状況及び評価について記入すること。

##### (1) 観点別学習状況

観点別学習状況については、中学校学習指導要領(平成20年文部科学省告示第28号)に示す各教科の目標に照らして、その実現状況を観点ごとに評価し記入すること。その際、「十分満足できる」状況と判断されるものをA、「おおむね満足できる」状況と判断されるものをB、「努力を要する」状況と判断されるものをCのように区別して評

価を記入すること。

選択教科を実施する場合は、各学校において観点を定め、記入すること。

## (2) 評定

評定については、各学年における各教科の学習の状況について、中学校学習指導要領に示す各教科の目標に照らして、その実現状況を総括的に評価し記入すること。

必修教科の評定は、中学校学習指導要領に示す各教科の目標に照らして、その実現状況を「十分満足できるもののうち、特に程度が高い」状況と判断されるものを5、「十分満足できる」状況と判断されるものを4、「おおむね満足できる」状況と判断されるものを3、「努力を要する」状況と判断されるものを2、「一層努力を要する」状況と判断されるものを1のように区別して評価を記入すること。

選択教科を実施する場合は、各学校が評定の段階を決定し記入すること。

評定に当たっては、評定は各教科の学習の状況を総括的に評価するものであり、「(1) 観点別学習状況」において掲げられた観点は、分析的な評価を行うものとして、各教科の評定を行う場合において基本的な要素となるものであることに十分留意すること。その際、評定の適切な決定方法等については、各学校において定めること。

## 2 総合的な学習の時間の記録

総合的な学習の時間の記録については、この時間に行った学習活動及び各学校が自ら定めた評価の観点を記入した上で、それらの観点のうち、生徒の学習状況に顕著な事項がある場合などにその特徴を記入する等、生徒にどのような力が身に付いたかを文章で記述すること。

評価の観点については、中学校学習指導要領に示す総合的な学習の時間の目標を踏まえ、各学校において具体的に定めた目標、内容に基づいて定めること。その際、例えば、「よりよく問題を解決する資質や能力」、「学び方やものの考え方」、「主体的、創造的、協同的に取り組む態度」及び「自己の生き方」等と学習指導要領に示す総合的な学習の時間の目標を踏まえて定めたり、「学習方法に関すること」、「自分自身に関すること」及び「他者や社会とのかかわりに関すること」等の視点に沿って各学校において育てようとする資質や能力等を踏まえて定めたりすることが考えられること。また、教科との関連を明確にし、総合的な学習の時間の学習活動にかかわる「関心・意欲・態度」、「思考・判断・表現」、「技能」及び「知識・理解」等と定めることも考えられること。

## 3 特別活動の記録

特別活動の記録については、各学校が自ら定めた特別活動全体に係る評価の観点を記入した上で、各活動・学校行事ごとに、評価の観点に照らして十分満足できる活動の状況にあると判断される場合に、○印を記入すること。

評価の観点については、中学校学習指導要領に示す特別活動の目標を踏まえ、各学校において別紙3-2を参考に定める。その際、例えば、「集団や社会の一員としての思考・判断・実践」にかかわる観点について、学校として重点化した内容を踏まえ、育てようとする資質や能力などに即し、より具体的に定めることも考えられる。

## 4 行動の記録

行動の記録については、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動やその他学校生活全体にわたって認められる生徒の行動について、別紙3-3の各項目の趣旨に照らして十分満足できる状況にあると判断される場合に、○印を記入すること。各学校において、自らの教育目標に沿って項目を追加すること。

## 5 総合所見及び指導上参考となる諸事項

総合所見及び指導上参考となる諸事項については、生徒の成長の状況を総合的にとらえるため、以下の事項等を文章で記述すること。

(1) 各教科や総合的な学習の時間の学習に関する所見

(2) 特別活動に関する事実及び所見

(3) 行動に関する所見

(4) 進路指導に関する事項

(5) 生徒の特徴・特技、部活動、学校内外におけるボランティア活動など社会奉仕体験活動、表彰を受けた行為や活動、学力について標準化された検査の結果等指導上参考となる諸事項

(6) 生徒の成長の状況にかかわる総合的な所見

記入に際しては、生徒の優れている点や長所、進歩の状況などを取り上げることに留意すること。ただし、生徒の努力を要する点などについても、その後の指導において特に配慮を要するものがあれば記入すること。

また、学級・学年など集団の中での相対的な位置付けに関する情報も、必要に応じ記入すること。

さらに、通級による指導を受けている生徒については、通級による指導を受けた学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導の内容や結果等を記入すること。通級による指導の対象となっていない生徒で、教育上特別な支援を必要とする場合については、必要に応じ効果があったと考えられる指導方法や配慮事項を記入すること。

## 6 出欠の記録

以下の事項を記入すること。

### (1) 授業日数

生徒の属する学年について授業を実施した年間の総日数を記入すること。学校保健安全法第20条の規定に基づき、臨時に、学校の全部又は学年の全部の休業を行うこととした日数は授業日数には含めない。この授業日数は、原則として、同一学年の全ての生徒につき同日数とすることが適当であること。

ただし、転学又は退学等をした生徒については、転学のため学校を去った日又は退学等をした日までの授業日数を記入し、転入学又は編入学等をした生徒については、転入学又は編入学等をした日以後の授業日数を記入すること。

### (2) 出席停止・忌引等の日数

以下の日数を合算して記入すること。

ア 学校教育法第35条による出席停止日数、学校保健安全法第19条による出席停止日数及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条、第20条、第26条及び第46条による入院の場合の日数

イ 学校保健安全法第20条により、臨時に学年の中の一部の休業を行った場合の日数

ウ 忌引日数

エ 非常変災等生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数

オ 選抜のための学力検査の受検その他教育上特に必要な場合で、校長が出席しなくてもよいと認めた日数

### (3) 出席しなければならない日数

授業日数から出席停止・忌引等の日数を差し引いた日数を記入すること。

### (4) 欠席日数

出席しなければならない日数のうち病気又はその他の事故で生徒が欠席した日数を記入すること。

### (5) 出席日数

出席しなければならない日数から欠席日数を差し引いた日数を記入すること。

なお、学校の教育活動の一環として生徒が運動や文化などにかかわる行事等に参加したものと校長が認める場合には、指導要録の出欠の記録においては出席扱いとすることができること。

また、平成21年3月17日付け教学健第1840号「高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の対応について」に沿って、不登校の生徒が学校外の施設において相談・指導を受け、又は自宅においてIT等を活用した学習活動を行ったとき、そのことが当該生徒の将来的な社会的自立を助ける上で適切であると校長が認める場合には、指導要録の出欠の記録においては出席扱いとすることができる。この場合には、出席日数の内数として出席扱いとした日数及び生徒が通所若しくは入所した学校外の施設名又は自宅においてIT等を活用した学習活動によることを記入すること。

### (6) 備考

出席停止・忌引等の日数に関する特記事項、欠席理由の主なもの、遅刻、早退等の状況その他の出欠に関する特記事項等を記入すること。

上記の日数について、該当すべき日数がない場合には、空白とせず0と記入すること。

## 7 非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録(以下の事項を記入する。)

### (1) 生徒が登校できない事由

感染症や災害の発生等の生徒がやむを得ず学校に登校できなかった事由を記入する。

### (2) オンラインを活用した特例の授業

非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない生徒について、以下の方法によるオンラインを活用した学習の指導(オンラインを活用した特例

の授業)を実施したと校長が認める場合には、①から③までの事項を記入する。

【オンラインを活用した特例の授業】

- ・ 同時双方向型のオンラインを活用した学習指導
- ・ 課題の配信・提出、教師による質疑応答及び生徒同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導(オンデマンド動画を併用して行う学習指導等を含む)

① 実施日数

オンラインを活用した特例の授業の実施日数を記入する。

② 参加日数

オンラインを活用した特例の授業への参加日数を記入する。学校の臨時休業中のオンラインを活用した特例の授業を実施した日において、家庭の事情等により学校に登校して当該授業に参加した生徒についても、オンラインを活用した特例の授業への参加日数として記入する。

③ 実施方法等

オンラインを活用した特例の授業の実施方法等を簡潔に記入する。

(3) その他の学習等

必要に応じて、オンラインを活用した特例の授業以外に、非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できなかった生徒が行った学習その他の特記事項等について記入する。

○ 後期課程における指導に関する記録

後期課程における指導に関する記録については、学年による教育課程の区分を設けるか設けないか等の違いにより、課程の単位の修得の認定の時期が異なることから、例えば、各教科・科目等の学習の記録を学年や年度、学期ごとに区分して記入するなど工夫すること。

1 各教科・科目等の学習の記録

(1) 各教科・科目の評定

ア 各教科・科目の評定は、高等学校学習指導要領(平成21年文部科学省告示第34号)に示す各教科・科目の目標に基づき、学校が地域や生徒の実態に即して定めた当該教科・科目の目標や内容に照らし、その実現状況を総括的に評価して、「十分満足できるもののうち、特に程度が高い」状況と判断されるものを5、「十分満足できる」状況と判断されるものを4、「おおむね満足できる」状況と判断されるものを3、「努力を要する」状況と判断されるものを2、「努力を要すると判断されるもののうち、特に程度が低い」状況と判断されるものを1のように区別して評価を記入すること。

イ 評定に当たっては、知識や技能のみの評価など一部の観点に偏した評定が行われることのないように、「関心・意欲・態度」、「思考・判断・表現」、「技能」及び「知識・理解」といった観点による評価を十分踏まえながら評定を行っていくとともに、評定が教師の主観に流れて妥当性や信頼性等を欠くことのないよう学校として留意すること。その際、別紙4に各教科の評価の観点及びその趣旨を示しているので、これらを十分踏まえながらそれぞれの科目のねらいや特性を勘案して具体的な評価規準を設定するなど評価の在り方を工夫すること。

ウ 学校設定教科に関する科目のうち当該教科・科目の目標や内容等から数値的な評価になじまないものについては、評定は行わず、学習の状況や成果などを踏まえて、総合所見及び指導上参考となる諸事項に所見等を記述するなど、評価の在り方等について工夫すること。

なお「学校設定教科」の欄には、教育課程表等と照合しやすいようにするため、高等学校学習指導要領第1章第2款の2及び3の表に挙げられている教科に属する「学校設定科目」(高等学校学習指導要領第1章第2款4)と、高等学校学習指導要領第1章第2款の2及び3の表に挙げられている教科以外に学校で設置する「学校設定教科」及び当該教科に関する科目(高等学校学習指導要領第1章第2款5)の両方を記載すること。

(2) 各教科・科目等の修得単位数

各教科・科目等について、修得を認定した単位数を記入すること。単位の修得を認めない場合は、「努力を要すると判断されるもののうち、特に程度が低い」のように評



定を行うこと。

編入学又は転入学した生徒について、以前に在学していた学校において修得した単位を卒業に必要な単位として校長が認める場合には、その単位数を各教科・科目等の修得単位数として記入したり、以前に在学していた学校における修得単位数等に関する証明書等の資料を学籍に関する記録に添付したりすることにより、適切に記録すること。

(3) 総合的な探究の時間の修得単位数

総合的な探究の時間における学習活動について、修得を認定した単位数を記入すること。

その際、農業、工業、商業、水産、家庭若しくは情報の各教科に属する「課題研究」、「看護臨地実習」又は「介護総合演習」(以下「課題研究等」という。)の履修をもって総合的な探究の時間の学習活動の全部に代替している場合は、「修得単位数」の欄を空欄とし、「備考」の欄に、『科目「〇〇」において、〇単位の全部を代替』など、その旨を記入すること。その一部に代替している場合は、「修得単位数」の欄に、総合的な探究の時間として実施した学習活動に対して、修得を認定した単位数を記入し、代替した単位数は含めないこととする。

なお、「備考」の欄に、『科目「〇〇」において、〇単位を代替』など、その旨を記入すること。

(4) 「修得単位数」の欄には、各教科・科目ごとに、修得を認定した単位数の計を記入すること。

(5) 「小計」の欄には、修得を認定した単位数の計を記入すること。

(6) 留学による修得単位数

留学した生徒の外国の学校における学習の成果をもとに、校長が修得を認定した場合はその単位数を記入すること。この場合、当該外国の学校の教育課程を逐一、我が国の学習指導要領や学校の教育課程と比較し、これらの教科・科目に置き換えて評価する必要はないこと。なお、外国の高等学校の発行する修得単位数等に関する証明書等の資料を添付すること。

(7) 「合計」の欄には、「小計」の欄及び「留学」の欄に記入した単位数の合計を記入すること。

(8) 他の学校において履修した場合の履修の取扱い等

校長が以下のような単位の認定を行った場合等は、履修上の特記事項として、備考欄に記入すること。

ア 高等学校学習指導要領第1章第3款2(2)に基づき、主として専門学科において開設される各教科・科目の履修により必履修教科・科目の一部又は全部に代えることを認める場合

イ 学校教育法施行規則第97条に基づき、他の高等学校等において修得した一部の科目の単位について、生徒の在学する高等学校における全課程の修了を認めるに必要な単位数に加えることをめる場合

ウ 同令第98条に基づき、大学等における学修、知識及び技能に関する審査に係る学修、ボランティア活動その他の継続的に行われる活動に係る学修等について、生徒の在学する高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与える場合

エ 同令第100条に基づき、高等学校卒業程度認定試験規則の定めるところにより合格点を得た試験科目に係る学修及び高等学校の別科における学修で高等学校学習指導要領の定めるところに準じて、修得した科目に係る学修について、生徒の在学する高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与える場合

(9) その他

ア 専門教育を主とする学校の生徒に対して、専門教育に関する各教科・科目の履修による必履修教科・科目の代替を行った場合は、専門教育に関する各教科・科目によって代替された教科・科目の備考欄に、「代替」などその旨を記入するほか、代替に係る専門教育に関する各教科・科目名及び単位数を記入すること。

イ 履修のみの科目については、「備考」の欄にその旨を記入すること。なお、「備考」の欄に記入しないで、各学年の欄に履修に関する欄を設けるなどの工夫をすることも差し支えないこと。

ウ 各教科・科目の数が多き場合には、様式を2葉にすることも差し支えないこと。

2 総合的な探究の時間の記録

(1) 学習活動

総合的な探究の時間において行った学習活動について、主な事実及び事実及び所見を文章で記述すること。

「課題研究」の履修をもって総合的な探究の時間の学習活動の全部に代替している場合は、代替した学習活動を記入すること。また、その一部に代替している場合は、総合的な探究の時間の学習活動と合わせて記入すること。

## (2) 評価

各学校が定めた総合的な探究の時間の目標、内容に基づいて各学校が定めた評価の観点を踏まえて、生徒の学習状況に顕著な事項がある場合などにその特徴を記入する等、生徒にどのような力が身に付いたかを文章で記述すること。

評価の観点については、高等学校学習指導要領に示す目標を踏まえ、各学校において具体的に定めた目標、内容に基づいて定めること。

「課題研究等」の履修をもって総合的な探究の時間の学習活動の全部に代替している場合は、代替した学習活動についての評価を記入すること。また、その一部に代替している場合は、総合的な探究の時間の学習活動と合わせた学習活動について評価を記入すること。

## 3 特別活動の記録

特別活動において行った生徒の活動の状況について、主な事実及び所見を文章で記述すること。その際、所見については、生徒の長所を取り上げるよう留意すること。

### (1) 事実の記入に当たっては、例えば次の事項が考えられること。

所属する係名や委員会名及び学校行事における役割の分担など、活動の状況についての事実に関すること。

### (2) 所見の記入に当たっては、例えば次の事項が考えられること。

ア その生徒個人として比較的優れている点など、特別活動全体を通して見られる生徒の特徴に関すること。

イ 当該学年において、その当初と学年末とを比較し、活動の状況の進歩が著しい場合、その状況に関すること。

## 4 総合所見及び指導上参考となる諸事項

総合所見及び指導上参考となる諸事項については、生徒の成長の状況を総合的にとらえるため、以下の事項等を文章で記述すること。

### (1) 各教科・科目や総合的な探究の時間の学習に関する所見

### (2) 行動に関する所見

### (3) 進路指導に関する事項

### (4) 取得資格

### (5) 生徒が就職している場合の事業所

### (6) 生徒の特徴・特技、部活動、学校内外におけるボランティア活動など社会奉仕体験活動、表彰を受けた行為や活動、学力について標準化された検査に関する記録など指導上参考となる諸事項

### (7) 生徒の成長の状況にかかわる総合的な所見

記入に際しては、生徒の優れている点や長所、進歩の状況などを取り上げるよう留意すること。

ただし、生徒の努力を要する点などについても、その後の指導において特に配慮を要するものがあれば記入すること。

## 5 出欠の記録

以下の事項を記入すること。

### (1) 授業日数

生徒の属する学科及び学年について授業を実施した年間の総日数を記入すること。学校保健安全法第20条の規定に基づき、臨時に、学校の全部又は学年の全部の休業を行うこととした日数は授業日数には含めないこと。

ただし、転学又は退学をした生徒については、転学のため学校を去った日又は退学をした日までの授業日数を記入し、編入学又は転入学をした生徒については、編入学又は転入学をした日以後の授業日数を記入すること。

なお、単位制による課程の場合においては、授業日数については、当該生徒の履修計画にしたがって出校すべき年度間の総日数を記入すること。

### (2) 出席停止・忌引等の日数

以下の日数を合算して記入すること。

ア 学校教育法第11条による懲戒のうち停学の日数、学校保健安全法第19条による出

席停止の日数及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条、第20条、第26条及び第46条による入院の場合の日数

イ 学校保健安全法第20条により、臨時に学年の中の一部の休業を行った場合の日数  
ウ 忌引日数

エ 非常変災等生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数

オ 選抜のための学力検査の受検その他教育上特に必要な場合で、校長が出席しなくてもよいと認めた日数

(3) 留学中の授業日数

校長が許可した留学期間における我が国の在籍校の授業日数を記入すること。

(4) 出席しなければならない日数

授業日数から出席停止・忌引等の日数及び留学中の授業日数を差し引いた日数を記入すること。

(5) 欠席日数

出席しなければならない日数のうち病気又はその他の事故で生徒が欠席した日数を記入すること。

(6) 出席日数

出席しなければならない日数から欠席日数を差し引いた日数を記入すること。

なお、学校の教育活動の一環として生徒が運動や文化などにかかわる行事等に参加したものと校長が認める場合には、指導要録の出欠の記録においては出席扱いとすることができる。

また、平成21年3月17日付け教学健第1840号「高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の対応について」に沿って、不登校の生徒が学校外の施設において相談・指導を受け、そのことが当該生徒の将来的な社会的自立を助ける上で適切であると校長が認める場合には、指導要録の出欠の記録においては出席扱いとすることができる。この場合には、出席日数の内数として出席扱いとした日数及び生徒が通所若しくは入所した学校外の施設名を記入すること。

(7) 上記の日数について、該当すべき日数がない場合には、空白とせず0と記入すること。

(8) 備考

出欠に関する特記事項等を記入すること。

(9) 最終学年において留学しその学年の3月31日を越えて留学した生徒の翌学年の出欠の記録については、「出欠の記録」欄の下に欄を設け、記入すること。

なお、新たに設ける欄の「授業日数」欄には、当該生徒の最終学年における卒業の日までの我が国の在籍校の授業日数を記入すること。

6 非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録(以下の事項を記入する。)

(1) 生徒が登校できない事由

感染症や災害の発生等の生徒がやむを得ず学校に登校できなかった事由を記入する。

(2) オンラインを活用した特例の授業

非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない生徒について、以下の方法によるオンラインを活用した学習の指導(オンラインを活用した特例の授業)を実施したと校長が認める場合には、①から③までの事項を記入する。

【オンラインを活用した特例の授業】

- ・ 同時双方向型のオンラインを活用した学習指導
- ・ 課題の配信・提出、教師による質疑応答及び生徒同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導(オンデマンド動画を併用して行う学習指導等を含む)

① 実施日数

オンラインを活用した特例の授業の実施日数を記入する。

② 参加日数

オンラインを活用した特例の授業への参加日数を記入する。学校の臨時休業中のオンラインを活用した特例の授業を実施した日において、家庭の事情等により学校に登校して当該授業に参加した生徒についても、オンラインを活用した特例の授業へ

の参加日数として記入する。

③ 実施方法等

オンラインを活用した特例の授業の実施方法等を簡潔に記入する。

(3) その他の学習等

必要に応じて、オンラインを活用した特例の授業以外に、非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できなかった生徒が行った学習その他の特記事項等について記入する。

○ 取扱い上の注意

指導要録の作成、送付及び保管等については、次のような事項に留意すること。

1 進学の場合

(1) 校長は、生徒が進学した場合においては、その作成に係る当該生徒の指導要録の抄本又は写しを作成し、これを進学先に送付すること(学校教育法施行規則第24条第2項参照)。

(2) (1)において抄本を作成し送付する場合、その記載事項は、おおむね次の事項を含むものとする。

ア 生徒の氏名、性別、生年月日及び現住所

イ 学校名、課程名及び学科名

ウ 入学(又は転編入)年月

エ 卒業年月

オ 各教科・科目等の学習の記録

カ 各教科の評定平均値及び全体の評定平均値

キ 学習成績概評及び成績段階別人数

ク 出欠の記録

ケ 特別活動の記録

コ 指導上参考となる諸事項

サ 総合的な探究の時間の内容・評価

2 転学の場合

校長は、生徒が転学した場合においては、その作成に係る当該生徒の指導要録の写しを作成し、それを転学先の校長に送付すること。転学してきた生徒がさらに転学した場合においては、指導要録の写しのほか転学してくる前に在籍していた学校から送付を受けた写しも転学先の校長に送付すること。これらの場合、中学校から送付を受けた抄本又は写しも転学先の校長に送付すること(学校教育法施行規則第24条第3項参照)。

3 転入学

校長は、生徒が転学してきた場合においては、当該生徒が転入学した旨及びその期日を、速やかに、前の在学していた学校の校長に連絡し、当該生徒の指導要録の写しの送付を受けること。

なお、この場合、校長は、新たに当該生徒の指導要録を作成すべきであって、送付を受けた写しに連続して記入してはならないこと。

4 学校統合、学校新設等の場合

学校名及び所在地の変更として取扱うか、上記2及び3に準じて取り扱うかは実情に応じて処理すること。

5 退学の場合

校長は、生徒が外国の学校などに入るために退学した場合においては、当該生徒が文部科学大臣認定の在学教育施設であるときにあっては、上記1及び2に準じて指導要録の抄本又は写しを送付するものとし、それ以外の学校などにあっては、求めに応じて適切に対応すること。

6 編入学の場合

校長は、生徒が編入学した場合においては、編入学した日の翌日以後の指導要録を作成すること。

7 転籍の場合

同じ高等学校において異なる課程に移籍した生徒については、転籍した日以後の指導要録を作成すること。

8 保存期間

(1) 学校においては、指導要録については当該生徒の卒業又は転学した日以後、転入学の際送付を受けた写しについては当該生徒の卒業の日以後、学籍に関する記録につい

---

ては20年間、指導に関する記録については5年間保存すること(学校教育法施行規則第28条第2項参照)。

- (2) 中学校から送付を受けた抄本又は写しは、生徒の当該学校に在学する期間保管すること。
- (3) 退学の場合、当該生徒の指導要録及び転入学の際送付を受けた写しは、校長が退学を認め又は命じた日以後、学籍に関する記録については20年間、指導に関する記録については5年間保存すること。

9 その他

在籍証明や単位取得証明など証明書等を作成する場合には、単に指導要録の記載事項をそのまま転記することは必ずしも適切ではないので、プライバシー保護の観点から、証明の趣旨等を確認した上で、必要最小限の事項を記載するように留意すること。

別紙5 非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録(中等教育学校(前期課程))  
 様式2(指導に関する記録)別記

生徒氏名

非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録			
第1学年	生徒が登校できない事由		
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数
	実施方法等		
	その他の学習等		
第2学年	生徒が登校できない事由		
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数
	実施方法等		
	その他の学習等		
第3学年	生徒が登校できない事由		
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数
	実施方法等		
	その他の学習等		

別紙6 非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録(中等教育学校(後期課程))  
 様式3(指導に関する記録)別記

生徒氏名

非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録			
第4学年	生徒が登校できない事由		
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数
	その他の学習等		
第5学年	生徒が登校できない事由		
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数
	その他の学習等		
第6学年	生徒が登校できない事由		
	オンラインを活用した特例の授業	実施日数	参加日数
	その他の学習等		

